

訪問型サービス事業者による 西東京市くらしヘルパー養成研修 の実施について

(令和3年7月～)

「西東京市くらしヘルパー」 とは？

- ▶ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に伴い、平成28年度から開始した西東京市独自の認定資格。
- ▶ 「西東京市くらしヘルパー養成研修」を修了した方は、指定訪問型サービス事業者が提供する市独自基準の訪問型サービス（A3）の提供業務に従事することができます。

西東京市独自基準の
訪問型サービス（A3）
のみが対象です。

市が作成した講義DVDを使用して、訪問型サービス事業者が、自ら西東京市くらしヘルパーを養成できるようになりました。

- ▶ 講義DVDとテキストは、各事業所に1部ずつ配布します。
- ▶ 講義DVDは約7時間15分で完結。
別途講義を行う必要はありません。

西東京市くらしヘルパー養成研修 受講カリキュラム

- ▶ 介護保険制度及び総合事業について
- ▶ 緊急時の対応方法
- ▶ 職業倫理/接遇マナー
- ▶ 個人情報保護及び守秘義務
- ▶ 高齢者とのコミュニケーション
- ▶ 生活援助の方法

※全て講義DVD（約7時間15分）に含まれています。

訪問型サービス事業者が養成研修を行えることで、より積極的にヘルパーの雇い入れを行いやすくなります。

- ▶ ヘルパー資格がない方でも求人対象にできます。
- ▶ 該当する方がいれば、すぐに研修を受講して西東京市くらしヘルパーになれます。

※ サービス提供にあたっては、一定期間の同行訪問を行う等、各ヘルパーの経験や状況に合わせた適切なフォローアップをお願いいたします。

養成研修の実施方法

- ▶ 市から配布された研修テキストを、受講人数分コピーまたは印刷し、受講生に配布してください。
- ▶ 講義用DVDに収録されている全ての科目の講義を、受講生に視聴させてください。
- ▶ 研修修了後に、修了証明書を交付してください。

養成研修の実施における留意事項

- ▶ テキストをコピーまたは印刷する際は、カラー、白黒のいずれでも構いません。
- ▶ 講義用DVDの視聴は、数日に分けていただくことも可能です。
- ▶ 確認テストの実施は**必須ではありません**（必要に応じて、市が作成した確認テスト等をご活用ください。）
- ▶ 修了証明書は、A4版の市指定様式を使用してください。
2部作成して、1部は**修了生へ交付**し、もう1部は**事業者が保管**してください。

西東京市くらしヘルパーの雇い入れ等に伴う届出について

- ▶ 西東京市くらしヘルパーの雇い入れを行った際は、速やかに変更届出書等の提出をお願いいたします
(変更届出書、付表総2-2、勤務体制表、修了証明書の写し)
- ▶ 西東京市くらしヘルパーが退職した際や、付表総2-2の従事者欄の「訪問介護員等(有資格者)」に該当する資格を取得した場合についても、変更届出書等の提出をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、
西東京市高齢者支援課地域支援係
までご連絡をお願い申し上げます。

▶ 042-420-2811 (直通)